

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月27日

【会社名】 大成ラミック株式会社

【英訳名】 Taisei Lamick Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷部 正

【本店の所在の場所】 埼玉県白岡市下大崎873番地1

【電話番号】 0480-97-0224(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務人事部長 直井 安雄

【最寄りの連絡場所】 埼玉県白岡市下大崎873番地1

【電話番号】 0480-97-0224(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務人事部長 直井 安雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金37円 総額235,974,974円

ロ 効力発生日

2024年6月27日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社を分割会社とし、分割準備会社として2024年5月1日付で設立した当社の完全子会社である「大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社」及び「大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社」の2社を分割承継会社とする吸収分割契約の内容について承諾するものであります。

なお、当該吸収分割の効力発生日は、2025年4月1日の予定であります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社の商号を「大成ラミックグループ株式会社」に変更するとともに、当社の事業目的を持株会社体制移行後の事業にあわせて変更を行うものであります。

商号及び事業目的にかかる定款変更の効力は、第2号議案における吸収分割の効力発生を条件として、2025年4月1日に効力が生じるものであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

木村義成、長谷部正、富田一郎、北條洋史、土屋和男、友野直子、鈴木道孝及び村田泰彦を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

山口政春、渡辺篤を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 44,825 | 3,375 | 0 | (注)1 | 可決 92.91% |
| 第2号議案 吸収分割契約承認の件 | 44,775 | 3,425 | 0 | (注)2 | 可決 92.81% |
| 第3号議案 定款一部変更の件 | 39,410 | 8,790 | 0 | (注)2 | 可決 81.69% |
| 第4号議案 取締役8名選任の件 | | | | | |
| 木村 義成 | 44,590 | 3,610 | 0 | | 可決 92.42% |
| 長谷部 正 | 44,715 | 3,485 | 0 | | 可決 92.68% |
| 富田 一郎 | 44,695 | 3,505 | 0 | | 可決 92.64% |
| 北條 洋史 | 44,682 | 3,518 | 0 | (注)3 | 可決 92.61% |
| 土屋 和男 | 44,719 | 3,481 | 0 | | 可決 92.69% |
| 友野 直子 | 44,636 | 3,564 | 0 | | 可決 92.52% |
| 鈴木 道孝 | 44,549 | 3,651 | 0 | | 可決 92.34% |
| 村田 泰彦 | 44,654 | 3,546 | 0 | | 可決 92.55% |
| 第5号議案 監査役2名選任の件 | | | | | |
| 山口 政春 | 44,695 | 3,505 | 0 | (注)3 | 可決 92.64% |
| 渡辺 篤 | 44,680 | 3,520 | 0 | | 可決 92.61% |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。